移動等円滑化取組報告書 (バスターミナル)

(2022年度)

神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号 スカイビル15階 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社 代表取締役社長 直井 ユカリ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバ スターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
横浜シティ・ エア・ターミ ナル	て、必要最低限の補修・改修を完了したことから、当面の間、	・新型コロナウイルスの影響に よる経営状況の悪化により、必 要最低限の補修・改修を実施し たため、JIS規格の統一は実施 していない。

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
バスターミナ ル施設の定期 的な巡回	・バスターミナル施設の定期的な巡回を行い、破損や不足がないかの確認を行う。	・1日1回以上の定期 巡回を行った。		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
		・対象トイレまでの案内表 示を整備するとともに、要 望があれば係員が案内誘導 を行った。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
による情報提	・ホームページにて、お手伝いが必要なお客様向けの利用 方法や移動ルートに関する情報提供を継続し、変更があれば情報の見直し、更新を行う。	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況			
障害者に対する 接遇のための研 修	・手話講座の実施継続。(毎朝礼時) ・従業員の「心のバリアフリー」を学ぶ体験型研修・ セミナーの受講。	・手話講座の実施 (毎朝礼時)			

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮に ついてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
デジタルサイネー ジ等を用いた広報 活動及び啓発活動	・既設のデジタルサイネージによる広報活動を継続。	・バス券カウンター上方に設置しているデジタルサイネージで広報活動表示を可能とした。

(2)	移動等円滑化の	の促進を達成す	るために	(1)	と併せ、	て講ずべ	き措置	の実施状況
-----	---------	---------	------	-----	------	------	-----	-------

- ・高齢者や障害者等以外のお客様に対して、バスの優先席はなるべく使用しないようご協力の呼
- びかけを行った。 ・バスターミナル施設をご利用のお客様に積極的にお声がけを行い、不明点等の問題解決を行っ た。

(3)	報告書の公表方法
	自社Webページ
(4)	その他

(2022年3月31日現在)

バスターミナルの 名称		一日当の者 利数		段差への対応	の数		案内設備 の設置の 有無	対応型 便所の	障対券のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	応	リ付がでススはスフバ乗きぺまバのトス降る一た一数
	神奈川県 横浜市	6, 449 人	% 1	0	6	% 1	0	× ※ 2	0	0	4
(合計) 計 ターミナル			0	1	6	0	1	0	1	1	4

- (※1) 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格のものと規格外のものが混在している。
- (※2) バスターミナル内に設置されていないが、同一ビル内の同一フロア (1階) の至近な場所に設置されている。
- Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項
- (1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。
- (2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを 設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。
 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対 し50%以上出資している中小企業者である。

(第7号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての 基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は─印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○ 印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロック その他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

- 9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、(合計)にはその合計数を記入すること。
- 10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
- 11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
- 12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。